

春の10万人わがまちクリーン運動

全市一斉のクリーン運動にご参加ください

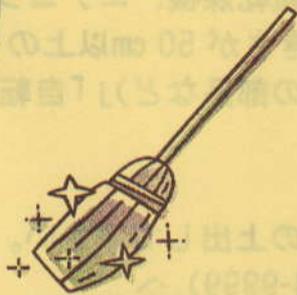


☀️ と き : 平成24年5月20日(日)

午前9時から10時30分頃まで 小雨決行

※ 雨天の時は5月27日(日)に順延

※ 天候不順による順延は、当日午前8時から6491-2364
へお問い合わせください



☀️ 清掃場所 : 河川敷、地区内各駅前、自宅周辺等



★ 分別収集です。①・②以外のゴミは、収集しません。

- ① 燃やすゴミ
- ② ビン・缶・ペットボトル

★ 家電リサイクル法対象品目、パソコン、バイク、等は市が収集しないゴミです。
「家庭ゴミべんりちょう」を参考に対処してください。

★ みそのどろは、回収業者が異なるため、クリーン運動のときは、収集できません。
指定月に申し込んでください。

(お問い合わせ 家庭ごみ案内ダイヤル 6374-9999)



参加できやすい場所で、清掃活動にご協力ください。



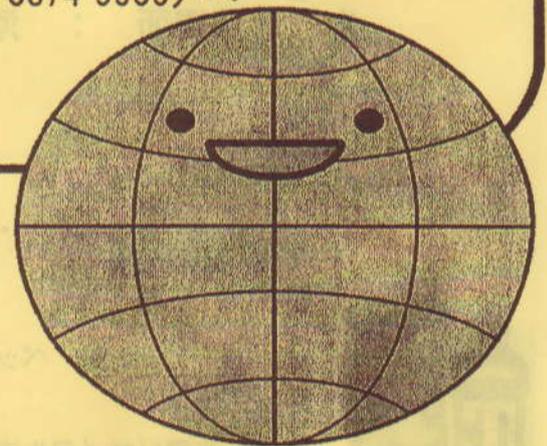
主催 : 市民運動園田地区推進協議会 事務局 : 園田地域振興センター(TEL 6491-2361)

回
覧



お 願 い

1. 清掃後は「燃やすごみ」と「ビン・カン・ペットボトル等」とに分けて「尼崎市の指定袋」に入れて、決められた場所に出して下さい。
2. 次のものが投棄されていた場合、移動させずに投棄されていた場所を各地域振興センターの担当者に連絡して下さい。後日、警察に連絡の上「不法投棄」として処理をします。
「家電リサイクル品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）」「パソコン」「タイヤ」「ガスボンベ」「消火器」「大型ごみ（大きさが50 cm以上のもの）」
「建築廃材（材木、タイルなど）」「産業廃棄物（車やバイクの部品など）」「自転車」「バイク」など
3. 側溝などの汚泥収集は行いません。地域の指定日に予約の上出して下さい。なお、汚泥収集の申し込みは、家庭ごみ案内ダイヤル（TEL06-6374-9999）へ



管理者責任

不法投棄がされている場所により、それぞれの管理者が責任を持って処理をすることになります。

市道での不法投棄⇒業務課 県道での不法投棄⇒兵庫県
国道での不法投棄⇒国交省 公園内での不法投棄⇒公園課
河川、水路での不法投棄⇒河港課
道路上の自転車、原動機付自転車の不法投棄⇒交通安全課
敷地内での不法投棄⇒土地の所有者又は管理者



不法投棄に関する罰則

不法投棄をした場合、5年以下の懲役、または1,000万円（法人には1億円まで加重が出来る）以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。また、不法投棄を移動させた場合、移動させた者が上記の罰則に科せられます。